なりたエコニュース

1日100グラムのごみ減量にチャレンジ

成田富里いずみ清掃工場で処理される可燃ごみの量は増加傾向にあります。豊かな自然を守るため、これらのごみは減らしていかなければなりません。

もし市民一人一人が、ごみを1日当たり100グラム減量できれば、市全体で1日約13トンのごみが減り、1年間では約4,745トンのごみが減ることになります。

1日100グラムのごみ減量は難しいと思うかもしれませんが、次のようなちょっとした心掛けで実行できます。

○新聞紙・広告を資源物に分別する…1日分260グラム
○生ごみは捨てる前にひとしぼりする…水切り1回10～30グラム
○買い物にはマイバッグ・マイバスケットを持っていく…レジ袋1枚4～10グラム
○詰め替え用の商品を選ぶ…シャンプー容器1個70～80グラム
○水筒を持ち歩く…500ミリリットルのペットボトル1本40グラム
○ご飯を残さず食べる…ご飯1膳150～200グラム

重さはあくまで目安であり、それぞれの大きさや素材によって変わります。

ごみの排出をなくすことはできませんが、その量を減らすことはできます。ごみの減量に市民の皆さんのご協力をお願いします。

※くわしくはクリーン推進課(☎20-1530)へ。

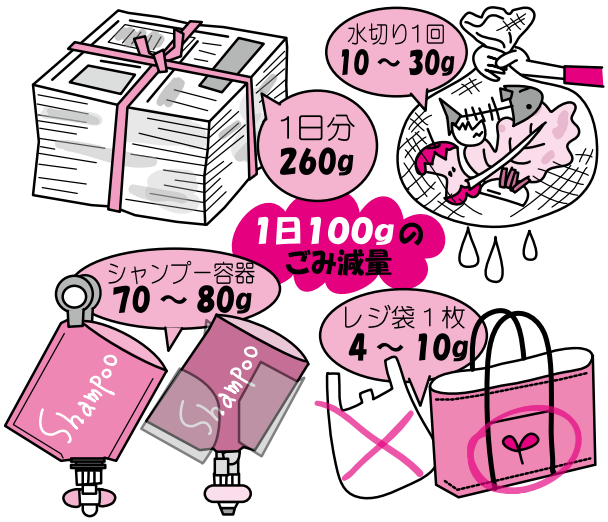

消費生活相談Q&A

マイナンバー制度に便乗した不審な電話などにご注意

Q マイナンバー制度が始まり、これに便乗した不審な電話などがあると聞きます。被害に遭わないために、どのようなことに注意すればよいでしょうか。

A マイナンバー制度に関して、次のような相談が増えています。

○マイナンバーカード(個人番号カード)の申請にはお金が必要と言われた
○マイナンバーを聞かれて教えたら、情報を漏らしたので罰金や取り消し料が掛かると言われた
○有料サイトの登録料金が未払いで、放置すると訴訟履歴がマイナンバーに登録されるという内容のメールが届いた
○知らない送付者からマイナンバーに関するメールや書類が届いた

注意すること・知っておくこと

○カードの初回発行は無料です
○「あなたの名前やマイナンバーを教えてほしい」といった依頼は詐欺の手口です。絶対に応じてはいけません。万一、不正な提供依頼を受けて自分のマイナンバーを他人に教えてしまっても刑事責任を問われることはありません
○マイナンバーの利用範囲は法律で決められています。マイナンバーから訴訟履歴などが明らかになるようなことはありません
○マイナンバー関連と思われるメールが届いた場合、自分の勤務先など送付者が明らかなものを除き、安易に開封しないようにしましょう
○マイナンバーの安全管理の困難さなどを過度にあおる商品販売なども詐欺の手口として使われています
○マイナンバーの通知や利用、カードの交付手続きなどに関して、国や自治体、そのほかの公的機関の職員が家族構成、資産・所得・年金・保険の状況、口座番号などを聞くことはありません。こうした内容の電話や手紙、訪問には応じないでください

※くわしくは消費生活センター(☎23-1161)、マイナンバー制度に関する問い合わせは、マイナンバー総合フリーダイヤル(☎0120-95-0178)へ。

ジェネリック医薬品に関する差額通知

3月下旬に送付します

ジェネリック医薬品は、新薬の特許期間が過ぎた後に、新薬と同じ有効成分で作られた安価な薬です。

市では「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」を3月下旬に送付します。この通知は、現在処方を受けている薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合に、自己負担額がどのくらい安くなるかをお知らせするものです。通知の対象は30歳以上の国民健康保険加入者で、自己負担額が一定額以上軽減できると見込まれる人です。

ジェネリック医薬品への切り替えを希望する場合は、医師や薬剤師に相談してください。

通知を希望しない人は、3月11日㈮までに保険年金課へ連絡してください。すでに連絡している人は、再度連絡する必要はありません。

※くわしくは保険年金課（☎20-1526）へ。

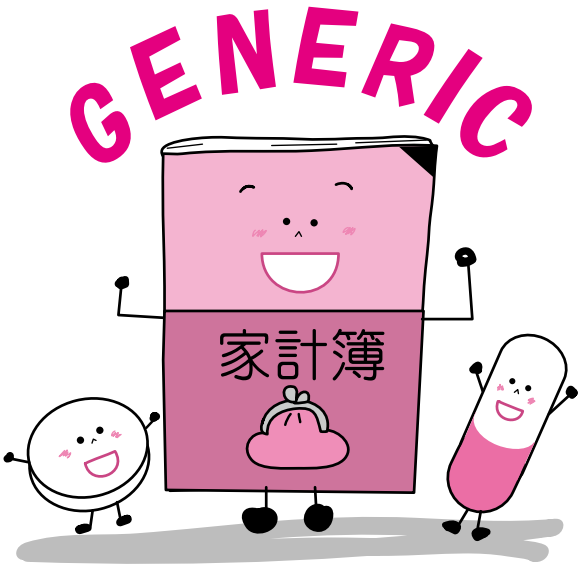

国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある人

追納で受取額が増加

国民年金保険料の免除（全額免除・一部納付）・若年者納付猶予・学生納付特例の承認を受けた期間がある場合、保険料を全額納めたときよりも老齢基礎年金の受取額が少なくなります。

そこで、これらの期間の保険料は、将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、10年以内であればさかのぼって納めること（追納）ができます。ただし、免除などの承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納すると、当時の保険料額に一定の加算額が上乗せされます。

追納を希望する人は、佐原年金事務所（☎0478-54-1442）へ連絡してください。

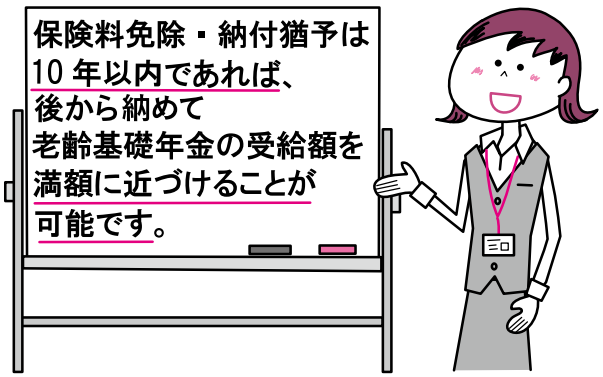

平成28年3月末日までに追納する場合の1カ月分の保険料額

年度	全額免除 若年者納付猶予 学生納付特例 （加算額）	4分の1納付 （加算額）	半額納付 （加算額）	4分の3納付 （加算額）
平成17年度	14,880円 (1,300円)	—	7,440円 (650円)	—
平成18年度	14,930円 (1,070円)	11,190円 (800円)	7,460円 (530円)	3,730円 (270円)
平成19年度	14,960円 (860円)	11,210円 (640円)	7,480円 (430円)	3,730円 (210円)
平成20年度	15,090円 (680円)	11,320円 (510円)	7,540円 (340円)	3,770円 (170円)
平成21年度	15,160円 (500円)	11,360円 (370円)	7,580円 (250円)	3,780円 (120円)
平成22年度	15,430円 (330円)	11,570円 (250円)	7,720円 (170円)	3,850円 (80円)
平成23年度	15,220円 (200円)	11,410円 (150円)	7,610円 (100円)	3,800円 (50円)
平成24年度	15,070円 (90円)	11,300円 (70円)	7,530円 (40円)	3,760円 (20円)
平成25年度	15,040円 (0円)	11,280円 (0円)	7,520円 (0円)	3,760円 (0円)
平成26年度	15,250円 (0円)	11,440円 (0円)	7,620円 (0円)	3,810円 (0円)

※くわしくは保険年金課（☎20-1547）へ。